

【Q&A集】令和7年度群馬県障害福祉サービス事業所等及び障害福祉施設等に対するサービス継続支援事業

令和8年5月15日 追記

番号	種別	項目	質問内容	回答
1	共通	補助対象サービス等について	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるのか。	補助対象に含まれます。 介護保険サービス事業所として指定を受けている基準該当サービス事業所は、介護分野または障害分野のどちらか一方での申請となります。
2	共通	補助対象サービス等について	介護保険サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。	障害分野の補助対象に含まれませんが、介護分野のサービス継続支援補助金の対象となります。
3	共通	補助対象サービス等について	国または地方公共団体が設置する施設は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
4	共通	補助対象サービス等について	地域生活支援事業は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
5	共通	補助対象サービス等について	同一事業者が同じ事業所所在地で、複数のサービスを実施している場合、それぞれが補助対象になるか。	それぞれが補助対象となります。
6	共通	補助対象サービス等について	施設の定員については令和7年4月1日を基準とするが、それ以降に開設した施設等の定員はどのように判断すればよいか。	開設日時点の定員数で申請してください。
7	共通	補助対象サービス等について	休止中の障害福祉サービス事業所等は補助対象に含まれるか。	休止中の施設・事業所は補助対象にはなりませんが、申請時点で再開している場合は対象となります。
8	物品等	補助対象経費について	燃料費や有料道路通行料、水光熱費について、いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	令和7年12月16日(補正予算成立日)から申請書兼実績報告書の提出日までの期間が対象となります。
9	物品等	補助対象経費について	取得費用が30万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由は何か。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	本補助金は、障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外としています。複数の物品を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
10	物品等	補助対象経費について	災害備蓄等への対応の例示として、ローリングストックの初期費用は対象となるか。また、消耗品等について、使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品を平時に使用してもよいか。	ローリングストックの初期費用は補助対象に含まれます。購入した物品を平時に使用しても問題ありませんが、消耗品等の補充については、日々の運営費の中で購入するものであるため、追加で補助金を交付することはできません。
11	物品等	補助対象経費について	過去に購入したものを補助対象とすることは可能か。	令和7年12月16日(補正予算成立日)以降に購入した物品であれば補助対象となります。
12	物品等	補助対象経費について	例えば、同じ所在地で、A事業所とB事業所を運営している場合、備品を共同購入することは可能か。	手続き上、代表法人がまとめて申請することとしていますが、本補助金は事業所単位で支援する制度です。また、本補助金の基準額は、障害事業所等における物件費に係る物価上昇の影響を考慮しつつ、サービス継続を図るために必要な備品等を購入するために必要な金額として設定されたものです。したがって、基準額を超えるような備品等の共同購入は、補助対象外となります。なお、本補助金は、資産形成を目的とした支援ではありませんので、財産処分制限の対象となる、単品で取得費用が30万円以上の備品は、補助対象外となります。
13	食材料費	補助対象経費について	補助対象施設の選定理由は何か。	運営基準において、食事の提供をしなければならないと規定されている施設を対象としています。
14	食材料費	補助対象経費について	対象経費を「食材料費等」としているが、「等」にはどのような経費を想定しているのか。	施設における食事提供に係る食材料費の他、例えば、食事の準備を外注している施設などが考えられます。
15	食材料費	補助対象経費について	食事の準備を委託している施設も対象となるか。	補助対象となります。
16	食材料費	補助対象経費について	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいか。	施設職員の賃金に充てることはできません。基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えありません。
17	食材料費	補助対象経費について	食材料費は利用者負担が原則だが、事業者が負担する額を補助するという考え方でよいか。	ご認識のとおりです。

18	食材料費	補助対象経費について	食材料費について、利用者負担となっている施設は、食材料費の購入費から利用者負担額分を差し引く必要があるか。	本事業は緊急的な支援の一時金として、サービス継続のための経費を補助するものであるため、利用者負担額分を考慮する必要はありません。
19	共通	補助対象経費について	消費税は補助対象となるか。	補助対象に含まれません。 申請の際は、消費税等を含まない金額を記入してください。
20	共通	補助対象経費について	対象経費に記載されていない備品は対象外か。	対象外となりますが、猛暑対策用品や雪害対策用品については、補助金の目的に即したものであれば対象となります。 なお、購入した備品・物品の用途等について、県から求めがあった場合に速やかに説明できるよう、準備をお願いいたします。
21	共通	申請について	申請書類は何か必要か。	申請書類は以下4点です。 ・(別記様式第1号)交付申請書兼実績報告書 ・(様式1)事業所・施設別申請額(実績額)一覧 ・(様式2)事業実施計画書 ・振込口座情報 ※申請書Excel内にすべて含まれています。
22	共通	申請について	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	申請は法人単位で行ってください。 なお、事業所・施設ごとに作成する書類があります(様式2)ので、複数の事業所・施設を運営している法人については取りまとめうえで申請してください。
23	共通	申請について	郵送・FAXでの申請は可能か。	申請フォーム(オンライン)でのみ受付可能です。 やむを得ない理由で申請フォームが利用できない場合は、事務局へご相談ください。
24	共通	申請について	申請額の根拠書類(領収書等)の提出は必要か。	申請額の根拠書類については、県から求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管してください。 なお、要綱で保存期間は5年と定められています。
25	共通	申請について	要綱別表1欄にある対象経費について、交付申請書に添付する事業実施計画書(事業所単位)の経費区分(需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)のどれに該当するか示してほしい。	補助対象経費と経費区分の関係性は、主に以下のとおりです。 (需用費) →燃料費、光熱水費、備蓄用飲料水・食材料品、衛生用品、医療用品など (委託料) →食事の準備を委託している場合の委託料 (使用料及び賃借料) →有料道路通行料など (備品購入費) →ネッククーラー、スタッドレスタイヤ、業務用スポットクーラー、業務用加湿器、業務用温水給湯器、簡易浄水器など (役務費) →該当はないと想定していますが、猛暑対策用品や雪害対策用品で該当がある場合は入力してください。なお、判断に迷う場合は事務局までお問い合わせください。
26	物品等	補助対象経費について	タイヤをホイールに組み込む工賃、給湯器の運搬設置費などは補助対象か。	物品の購入費が補助対象ですので、工賃や設置費は対象外となります。
27	物品等	補助対象経費について	スタッドレスタイヤ等とあるが、オールシーズンタイヤや夏タイヤは補助対象か。	雪害対策用品として、オールシーズンタイヤは対象になります。 夏タイヤは対象外となります。